説 明 資 料

(議事)

1 委員長・副委員長の選任について

資料 1 大分県立図書館協議会関係法令

2 令和3年度活動報告、令和4年度基本方針及び重点目標について

資料2 令和3年度活動報告

資料3 令和4年度基本方針及び重点目標

資料4 大分県立図書館運営ビジョン

3 諮問

「障がい者等の読書環境の整備について」

資料 5 諮問書写し

資料 6 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (読書バリアフリー法) 概要、本文

資料7 「誰もが読書をできる社会を目指して(読書バリアフリー法) リーフレット

資料8 県立図書館の読書環境整備に係る取組

資料9 答申項目立て (イメージ)

資料 10 図書館協議会のスケジュール

大分県立図書館協議会関係法令

○図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)

(図書館協議会)

- 第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。
- 第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。
- 第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

〇大分県立図書館協議会条例(昭和二十五年十一月二十一日 大分県条例第六十号)

- 第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十四条の規定に基づき、大分県立図書館の円滑な運営を図るため、大分県立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は十名以内とする。
- 第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、大分県教育委員会が任命する。
- 第四条 委員の任期は二年とする。ただし、特別の事情ある場合は任期中でも解任することができる。 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第五条 この条例の施行について必要な事項は大分県教育委員会が定める。

○大分県立図書館協議会会議規則 (昭和二十六年五月二十五日 大分県教育委員会規則第六号)

- 第一条 大分県立図書館協議会(以下協議会という。)の会議に関しては、この規則の定めるところによる。
- 第二条 協議会は、委員のうちから、委員長及び副委員長各一名を互選する。
- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期中とする。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。
- 第三条 協議会の会議は、図書館長の諮問に応じて、委員長が、これを招集する。
- 2 委員長は、七日前までに、会議開催の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。
- 第四条 協議会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、委員長が決する。
- 第五条 この規則に定めるもののほか、会議について必要な事項は、図書館長が、別にこれを定める。

県立図書館の活動報告



だれでも・いつでも・どこからでも

(県民に役立ち、地域に貢献する図書館)

- ○県民の読書環境の整備を推進する拠点
- ○県民の情報収集を支える拠点
- ○県民の学習(課題解決・調査研究)を支える拠点



県立図書館 の役割

県立の特性・特徴

●専門性を活かした支援

司書や社会教育主事の、専門知識を活かした 県民等への支援、資料収集・保存、情報提供

●図書館サービスの充実と社会教育の推進の2本が柱

📦 図書館を支える職員の資質向上を重視

●利用者の<u>多様性・広域性</u>を意識したサービスの提供 <u>県民だれもが</u>、必要とするサービスを受けられる <u>全県でのサービス</u>の展開







細ペ学習支援

1 利用状況

蔵書冊数:1,220,684冊(R3.3.31現在)

	開館日	来館者数(人)	個人貸出(冊)	団体貸出(冊)	協力貸出(冊)
令和元年	290	451, 439	534, 359	48, 316	24, 092
令和2年	290	275, 192	476, 608	37, 633	23, 838
前年比(%)	100%	61%	89.1%	77.9%	98.9%

2 現状・課題と改善の方向性

- (1) コロナ禍による来館者数の減少と貸出冊数の状況
 - ・学習室や新聞雑誌コーナーの利用者が減少
 - ・利用者の来館回数は減少したが貸出冊数は大きく減少していない(貸出条件: |人|0冊)
- (2) 利用者の固定化・高年齢化
 - ①幼少期から本に触れる機会、図書館を利用する機会の創出が必要(下記事業)
 - ② 図書館を利用できない、しない人へのアプローチ
 - ・読書バリアフリー法等に基づく障がい者サービスなどの充実
 - ・電子書籍サービスの導入
 - ・課題解決、調査研究支援の充実(レファレンスサービス:ビジネス支援、行政支援)
- (3) 公民館等を活用したコミュニティの中での生涯学習の停滞・マンネリ化

・人と人をつなぐ具体策としての「やさしい日本語」学習機会の創出(下記事業)

3 事業概要

◆ 図書館の利用機会の創出

●小中学校支援プログラムの提供

小学校・中学校の社会見学、修学旅行モデルプランを提案 県内施設の利用による大分県の歴史・文化等に直接触れる 機会を通して、児童生徒の主体的な学びの実現を支援

令和3年度実績

城原小(竹田市) 八幡小 (宇佐市) 附属小 (大分市) 日隈小(日田市) 大分支援学校 犬飼中 (豊後大野市)





活動の様子

令和3年度の新規取組

- □サピエ図書館利用登録、点字図書館との情報共有 □利用登録の電子申請
- □団体貸出の活用促進・・・放課後児童デイ(3)

「やさしい日本語」学習機会の創出

●外国人とのコミュニケーション拡大推進事業

社会教育施設を核とした「やさしい日本語」の普及や交流 活動の取組による、県内在住外国人と地域住民のコミュニ ケーションの拡大を目指す

令和3年度実績

「やさしい日本語」講演会 宇佐市、大分市(延べ96名) 「やさしい日本語」学習会 別府市、中津市(延べ49名) 地域拡大企画会議 別府市、中津市(延べ87名)

コミュニケーションワークショップ

別府市、中津市(延べ104名うち外国人25名)

外国人との交流

- □郷土資料のDX化
- □災害時における図書館間の連携と支援の検討 □twitterの開設 (8月)

コロナ禍での運営 新たな日常への模索

大分県立図書館

休館

令和2年3月 2日~4月 7日(37日間)

令和2年4月17日~5月10日(24日間)

再開

感染防止対策を講じながらの運営

利用制限:閉館時間 19時(平日 通常20時) 人数制限:閲覧席、学習室、研修室、視聴覚ホール(イスの減) 利用者把握:連絡先等の記入依頼

消毒の実施:換気の実施、日に4回の定期消毒

本年度の 利用状況 入 館 者 数:対前年同月比 122.4% (4-1月 274,506人/224,243人) 貸出冊数(個人): 110.1% (4-1月 426,983冊/387,845冊) 47, 396冊/ 52, 403冊) 11, 518件/ 11, 331件) 貸出冊数(団体・協力): " 90.4% (4-1月 調査相談件数 : 101.7%(4-1月 11 100.7% (4-1月 255, 128件/253, 421件) HPアクセス件数:

※休館中の宅配サービス申込 170件 1,022冊

コロナ禍での運営 新たな日常

◎今後に向けて

新たな利用者の開拓(≓新たなサービスの提供)

新たなアプローチ → 非来館型サービス

- ◇ 利用の分析(令和3年度分、令和4年2月23日現在)
 - ·利用者登録:2 408人

年齡別 30代 368人(15.3%) 40代 294人(12.2%)

・貸出状況:文学 28.5% 社会科学 14.6% 工業 13.1% 70超 23.1%、60代 21.8% 10代 3%程度

【PRやパブリシティ強化】

- ◆ 外部との協力、連携
 - ・学校や地域(幼保施設や子育てグループ)との連携
 - ・外部(企業CSR活動)との協力
- ◆各ターゲット向けのアプローチが必要
 - ・HP、スマホコンテンツ、広報誌の見直し
 - ・個別イベント等の積極的パブリシティ

□非来館型サービス

- ・電子申請(利用者登録、複写申込など)
- ・電子書籍の導入(県立学校の1人1台端末の整備)
- ・宅配サービス(障がい者)の利用拡大
- ・ホームページの充実(スマホ対応:FB,TWの活用)
- ・オンラインイベント、研修の実施
- ・自宅学習コンテンツの充実
- ・郷土資料を中心とした資料のデジタル化 (資料のWFB提供)

県立図書館におけるコロナ対策

県内の感染状況に応じて対策を随時検討し、実施している。

利用者に対して

マスク着用、短時間利用の呼掛け

- 館内放送で感染予防の呼び掛けを実施している。
- (放送回数:平日 6回、土・日・祝日 5回)
- 不織布マスクの配布

他の利用者との間隔を確保

・図書の貸出し、返却時や図書閲覧時に利用者の立ち位 置の誘導や、座席の配置により、利用者間が「密」になら ず適正な距離が取れるようにしている。

手指消毒の徹底

・本館出入口、閲覧室出入ゲート付近等にアルコール 除菌剤を設置し、利用者の手指消毒を徹底している。

体調不良者の利用の控えの呼びかけ

- ・体調が悪い場合は、図書館の利用を控えていただく
- ことを利用者に呼び掛けている。
- ・イベント時の給温の宝施

館内での取り組み

館内消毒

・館内で利用者が触れる箇所や座る席などに、定時 に館内消毒を行っている。(日に5回)

利用環境での対策

・開館時間の19時への変更や、「密」になることを避けるため 閲覧室、学習室等の席を減らすことや、子ども室のマットコー ナーの利用を制限、おはなしの部屋の使用を中止 仕切板のカウンターへの設置

館内換気

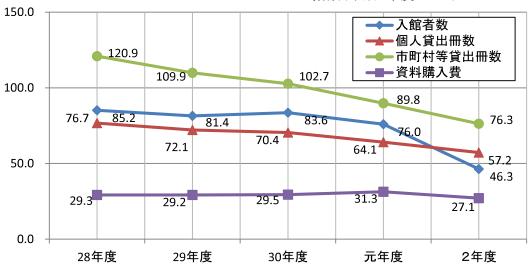
館内空調やサーキュレーター、扇風機を用いて換気を 行い、感染症対策のための適切な換気を行っている。

除菌処理の実施

・図書資料の除菌ボックスの追加設置や、学習室や研 修室、食事室等に紫外線照射装置(エアロシールド) の設置、ウイルスの不活性化剤(デオファクターカー サ)を視聴覚ホールに噴霧加工しウイルスの除菌を実 施している。

大分県立図書館利用状況の推移(平成28年度~令和2年度)

指数(平成7年度=100)



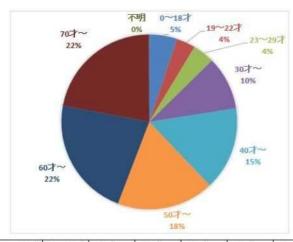
分類別購入冊数一貸出冊数割合

(一般和書:令和2年度実績)



年齡別貸出冊数一割合

(一般和書:令和2年度実績)



年齡区分	0~18才	19~22才	23~29才	30才~	40才~	50才~	60才~	70才~	不明	計
貸出冊数	12,570	8,462	9,786	24,134	37,634	43,684	54,116	53,659	126	244,171
割合	5%	3%	4%	10%	15%	18%	22%	22%	0%	1 00%

基本方針

大分県立図書館は、県民の教養・文化の向上に寄与するため、社会教育法、図書館法並びに本県教育の基本施策を踏まえ、県民の生涯にわたる多様で自発的、継続的な学習要求にこたえるキー・ステーションとして、大分県公文書館、大分県立先哲史料館と一体となって、「だれでも、いつでも、どこからでも」利用できる社会教育施設としての機能を果たさなければならない。

そのため、「専門性」と「多様性・広域性」をコンセプトに、県内公共図書館・学校図書館、公民館のみならず、他の行政機関や民間団体とも連携を進めつつ、仕事やくらし、また地域社会の課題解決等に役立つ図書館サービスの構築・提供を目指す。

重点目標

(1) 多様な県民が利用できるサービスの提供

- ・障がい者、高齢者等多様な利用者の読書活動の推進
- ・ 専門書を中心にした電子書籍サービスの充実
- 「やさしい日本語」等を活用した館内サービスの充実
- ・ ホームページ・SNS等を活用した県民の図書館利用の促進

(2)子どもの読書活動の推進

- ・ 多言語絵本等の資料提供による子どもの読書活動支援
- ・ 子育て関連イベント等による家庭の読書活動支援
- ・ 小中学生の図書館利用の促進(小中学校支援プログラムの充実)
- ・ 不登校などの様々な環境にある児童・生徒への支援

(3) 資料収集・保存・提供の推進

- ・ 専門的・学術的資料、郷土資料の収集・保存・提供
- ・ 郷土資料の利活用・デジタル化の推進
- ・ 収蔵スペース確保のための保存資料・書架配分の見直し

(4) 市町村立図書館、学校図書館、団体への支援

- ・ 職員研修や図書館相互貸借等による市町村立図書館への支援の充実
- ・ 災害対応などの様々なリスクを想定した県内公共図書館の連携・協力体制の構築
- ・ 協力貸出等による学校図書館への支援と連携
- ・ 団体貸出を活用した様々な団体への支援

(5) 県民の調査研究・課題解決の支援

- ・ 司書の資質向上によるレファレンスサービスの充実
- ・ 行政や民間団体等との効果的な連携(企画展示、相談会、セミナー)
- ・ 幅広い世代を対象にした公開講座・連携講座の充実

(6) 社会教育の推進と生涯学習情報の提供

- ・ 社会教育関係者研修の推進と公民館等での「やさしい日本語」講座の普及
- ・ 市町村・団体等への指導・助言及び支援(社会教育主事派遣の活用促進)
- ・ 「まなびの広場おおいた」による様々な生涯学習情報の提供

・公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正・・少子高齢化、高度情報化、グローバル化等の社会構造の変化と地域課題の多様化・複雑化による図書館サービスの見直し ・コロナ禍による非来館型サービスの検討とDXへの対応 ・読書バリアフリー法に基づく障がい者サービスの充実 ・県内の市町村立図書館の新館建設に伴う支援と役割分担

大分県長期総合計画 「安心・活力・発展プラン 2015]2020改訂版 (平成31年3月)

後展① 生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

- (1)-②豊かな心の育成(読書活動・図書館の利活用の推進)
- (7)変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援... ①多様な学習活動のへの支援
- ・地域の学習拠点としての公民館・図書館などの機能向上 ・個人、団体、地域の課題解決につながる学習相談機能の充実
- ・県民が学んだ成果を地域の活動に還元できる機会の拡大・社会教育施設での「やさしい日本語」学習機会の提供

大分県長期教育計画 「教育県大分」創造プラン 2016改訂版 (令和2年3月)

〇豊かな心の育成... ④読書活動の推進

- ・新聞を教材として活用する活動(NIE)等、図書館を活用した授業の充実 ・公立図書館等との連携による学校図書館環境の充実
- ・子ども司書の育成やビブリオバトル等、子どもを主体とした読書活動の推進 -県立図書館による「スクールサービスティ」等を通じた学校の読書活動支援の充実 学校・家庭・地域との協働による読み聞かせ体験等、子どもが本に親しむ機会の充実
-)多様な学習活動への支援

①多様な学習機会の提供と地域人材の育成…・県民の学習ニーズや学校、社会教育関係団体の要請に対応した学習機会の提供

- •**県立図書館における行政や民間団体等と連携したセミナー、公開講座等の充実 •**ボランティア団体等の活動支援のための講座・情報提供の充実
- 外国人と住民との「やさしい日本語」を活用したコミュニケーション機会の拡大
 - ・県民ニーズを踏まえた多様な学びを支える県立社会教育施設の機能充実
- ・郷土の歴史、文化、自然に関する資料等の収集・保存・提供の推進 ・生涯学習情報提供システム「まなびの広場おおいた」を活用した情報発信の強化
- ・社会教育委員や公民館主事など社会教育指導者への研修の充実

第4次大分県子ども 読書活動推進計画 (令和2年3月)

○目標 ①生きる力をはぐくむ読書習慣の形成 ②いつでもどこでも質のよい読書に親しめる環境の整備

- ○重点方針 ·子どもの発達段階に応じた読書習慣の形成・・・・・・・・・・・乳幼児期からの読書習慣形成に向けた読書活動支援、読書情報の提供支援
 - ・子どもの読書への関心・意欲を向上させる取組の充実・・・・子ども司書の育
 - ・子どもの読書活動を支える人材の育成・・・・・・・・**・ 司書研修による全県的な児童サービスの質の向上、読書ボランティアの養成と活動支援**
 - ・家庭・地域・学校が連携した読書環境の整備と本に親しむ機会の充実・・・・・**県立図書館による協力貸出、団体貸出、協力レファレンス等の充実** 発達段階に応じたイベントの企画
 - ・子どもの読書活動に関する普及啓発活動の推進・・・・・・子ども読書支援センター機能の充実や広報誌・HP等による情報提供の充実

◎公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正について (平成24年12月 文部科学省生涯学習政策局社会教育課)

主な改正内容

- 1 図書館法の改正を踏まえた規定の整備
- ・運営状況に関する評価の実施やその結果の住民への情報提供
- ・学習の成果を活用して行う多様なボランティア活動等の機会・場所の提供 等
- 2 図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化に対する規定の整備
- ・知識基盤社会において、図書館は地域の情報拠点等として重要な役割を担うことを明記
- ・図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、学校、社会教育施設、民間団体等との連携・協力 3 図書館の運営環境の変化に対応するための規定の整備
- ・基本的運営方針、指標・目標、事業計画の策定・公表等
- ・司書等の確保、関係機関との人事交流、各種研修機会の拡充等
- 4 その他
- ・危機管理に関する規定を追加
- ・図書館資料に電磁的記録を含むこと、郷土資料等の電子化等に関する規定を追加等

◎大分県立図書館の設置及び管理に関する条例 (平成28年12月改正)

主な改正内容(第3条:業務)

- 3 社会教育に関する講座の開設及び研修の実施
- 4 県民の社会教育における学習活動に関する相談その他支援に関すること
- ◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月施行)
- ◎視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
- ◎視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画 (読書パリアフリー基本計画) (令和2年7月)
- ◎著作権法の一部を改正する法律 (令和3年6月公布)
- コピー(複製)、ネットワークでの送信(公衆送信)等・・・・公布日から2年を超えない範囲で施行

県民二一ズ + 社会的背景(関係法令等)

だれでも・いつでも・どこからでも

(県民に役立ち、地域に貢献する図書館)

県立図書館 の役割

●専門性を活かした支援

➡ 図書館を支える職員の資質向上を重視

- ○県民の読書環境の整備を推進する拠点
- ○県民の情報収集を支える拠点

県立の特性・特徴

司書や社会教育主事の、専門知識を活かした県民等への支援、資料収集・保存、情報提供

●利用者の多様性・広域性を意識したサービスの提供

●図書館サービスの充実と社会教育の推進の2本が柱

<u>県民だれもが、必要とするサービスを受けられる 全県でのサービス</u>の展開

○県民の学習(課題解決・調査研究)を支える拠点

読書活動を支える人材の育成 学校(学校図書館)支援の充実

様々な環境の子どもへの支援

1 子ども読書活動の推進

2 資料収集・保存・提供の推進 幅広い資料の体系的・継続的な収集・保存 郷土資料の収集と利活用の促進(デジタル化含む)

専門性を活かした取組

3 県民・地域の課題解決支援と 多様な学習機会の提供 レファレンスサービスの充実 他機関との連携・協働 生涯学習・地域人材育成等に向けた講座の充実

多様性・広域性を意識した取組

- 多様な利用者の読書活動の推進
- 団体等との連携・協力・支援 協力貸出等の資料・情報や研修機会の充実
- 来館困難者への対応 Webサービスの強化(情報発信を含む)

司書・社会教育主事の スキルアップ

施設・設備の安全性・ 安心性

- 1 利用者に応じたサービスの提供
- 2 市町村図書館・学校図書館・読書ボランティア■
- 3 非来館型サービス・情報発信の充実 情報へのアクセス環境の整備

利用者目線のサービスに向けた具体策

- 多様な県民が利用できるサービスの提供
- ・障がい者、高齢者等多様な利用者の読書活動の推進
- ・専門書を中心にした電子書籍サービスの充実
- 「やさしい日本語」等を活用した館内サービスの充実
- ・ホームページ・SNS等を活用した県民の図書館利用の促進
- 子どもの読書活動の推進
- ・多言語絵本等の資料提供による子どもの読書活動支援
- ・子育て関連イベント等による家庭の読書活動支援
- ・小中学生の図書館利用の促進(小中学校支援プログラムの充実)
- ・不登校などの様々な環境にある児童・生徒への支援
- 資料収集・保存・提供の推進
- ·専門的·学術的資料、郷土資料の収集·保存·提供
- ・郷土資料の利活用・デジタル化の推進
- ・収蔵スペース確保のための保存資料・書架配分の見直し
- 市町村立図書館、学校図書館、団体への支援
- 職員研修や図書館相互貸借等による市町村立図書館への支援の充実
- ・災害対応などの様々なリスクを想定した県内公共図書館の連携・協力体制の構築
- ・協力貸出等による学校図書館への支援と連携
- ・団体貸出を活用した様々な団体への支援
- 県民の調査研究・課題解決の支援
- ・司書の資質向上によるレファレンスサービスの充実
- ・行政や民間団体等との効果的な連携(企画展示、相談会、セミナー) ・幅広い世代を対象にした公開講座・連携講座の充実
- 社会教育の推進と生涯学習情報の提供
- ・社会教育関係者研修の推進と公民館等での「やさしい日本語」講座の普及
- ・市町村・団体等への指導・助言及び支援(社会教育主事派遣の活用促進)
- ・「まなびの広場おおいた」による様々な生涯学習情報の提供

(利用者拡大)

大図第1782号 令和4年3月1日

大分県立図書館協議会委員長 殿

大分県立図書館長

障がい者等の読書環境の整備について (諮問)

上記のことについて、図書館法第14条第2項の規定に基づき、別紙のとおり 貴協議会の意見を求めます。

◆諮問事項

障がい者等の読書環境の整備について

[趣旨]

大分県立図書館(以下「県立図書館」という。)は、「だれでも、いつでも、 どこからでも」利用できる社会教育施設としての機能を果たすとともに、県民 の教養・文化の向上に寄与するため、活力ある全県的な図書館活動を推進して いる。

県立図書館は、毎年延べ40万人を超える方に利用されているが、利用者の 実人数ははるかに少ない。利用できる環境にあるが、利用していない人も多い と思われるが、障がい等様々な理由により図書館を利用できない人もいると考 えられる。

こうした中、平成28年に障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする「障害を利用とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)、令和元年には、障がいの有無に関わらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という。)が施行された。これにより、何らかの理由で図書館を利用することができない、本を読むことが難しい人への配慮が、なお一層求められることとなった。

これまでも県立図書館では、重い障がい等のため来館することが難しい人への宅配便での貸出しや市町村図書館を通じての貸出しを行っており、また今年度から視覚障がいやディスレクシアなどの理由で活字による読書が難しい方を対象に、サピエや国立国会図書館の送信サービスを使ったサービスも始めている。しかし、コロナ禍の社会において、あらゆる面でDXが急速に進められる中、図書館として、その機能を十分に果たすうえで、サービスのあり方を見直す必要があると考える。

このため、障害者差別解消法や読書バリアフリー法の理念も踏まえ、特に障がい等により図書館サービスをうまく利用できない人に対するサービスの充実を図るため、以下について諮問を行うものである。

・視覚障がい者等の読書環境の整備のあり方について

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)概要

目的(1条)

視覚障害者等(=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、 視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

> 障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて 文字 - 活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念(3条)

- ・アクセシブルな電子書籍等(デイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等)が視覚障 害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を 踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍(点字図書・拡大図書等)が提供されること
- アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務(4条・5条)

- 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- 地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策(9条~17条)

- - アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
 - 円滑な利用のための支援の充実
 - 点字図書館における取組の促進 など
- ②インターネットを利用したサービス提供体制の 強化 (10条)
 - アクセシブルな書籍電子書籍等の利用のた めの全国的ネットワーク(サピエ図書館を想 定)の運営への支援
 - 関係者間の連携強化 など
- ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条)⑦情報通信技術の習得支援(15条)
 - 製作基準の作成等の質の向上のための取組へ の支援
 - ※特定書籍・特定電子書籍等:著作権法 37 条により 製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
 - ■出版者から製作者に対するテキストデータ等 の提供促進のための環境整備への支援 など

- ①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等(9条) ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(12条)
 - 技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
 - 著作権者と出版者との契約に関する情報提供
 - ■出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等 の提供促進のための環境整備に関する検討への支 援 など
 - ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のため の環境整備(13条)
 - 相談体制の整備 など
 - ⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援(14条)
 - - 講習会・巡回指導の実施の推進 など
 - ⑧アクセシブルな電子書籍等 端末機器等に係る先端 的技術等の研究開発の推進等(16条)
 - ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条)

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務(8条) 政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け(6条)

協議の場等(18条)

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の 図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出 版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

施行期日:公布の日

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第四十九号) 目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本計画等 (第七条・第八条)

第三章 基本的施策 (第九条—第十七条)

第四章 協議の場等(第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

- 2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その 他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。
- 3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上 に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等 を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害 者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られるこ

と。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する 施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施 策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、 経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、 視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の 読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の 整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その 他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充 実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供そ の他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することが できるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法 (昭和四十五年法律第四十八号) 第三十七条第二項又は第 三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等 (以下「特定電子 書籍等」という。) であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字 図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これら をインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支 援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次 条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を 行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援そ の他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術 の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提 供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに 当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会 及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

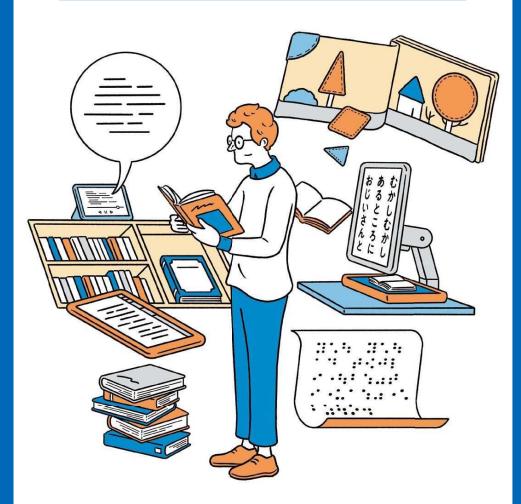
第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

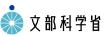
第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立 国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定

誰もが読書をできる 社会を目指して

読書のカタチを選べる「読書バリアフリー法」







読みが困難な人も利用ができる 藤学栄子さん(認定NPO法人エッジ会長)

資料 7

発達障害で読みにくさがあるディスレクシアの人は、紙と文字だけではなくているいろな媒体から情報を得ることを望んでいます。文字は入り口ですが、その先にある内容に触れ、特に今はやりの雑誌や小説、世界のニュースなどを幅広く気兼ねなく利用して自分のものとしていきたいのです。

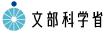
ぼくに、わたしに合った読み方、教えてくれる図書館!! 見形信子さん(認定NPO法人 DPI日本会議)

世の中にはわからないこと、不思議なことがたくさんあります。どうして?もっと知りたいなーに応えてくれる。図書館は情報のテーマパークです!! 図書館では本がしゃべり、音楽みたいに聞き、触り、読むことができます。私たちの目と耳と手、いろんな読書の方法が選べます。さあ、まちの図書館に行って体験してみましょう!!

最寄りの図書館から、新たな読書スタイルを、新たな本の発見を 三宅隆さん(社会福祉法人日本視覚障害者団体連合情報部長)

「読書バリアフリー法」が目指す社会を実現することにより、読書することをあきらめていた人、別の方法で読書することを知らなかった人にとって、新たな読書スタイルを確立することができます。そして、国内・海外のアクセシブルな図書が利用できることで、生活の質を上げ、社会参加につながると期待されます。

お問い合わせ先(本リーフレットの電子版もダウンロードできます)





総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室/地域学習推進課図書館・学校図書館振興室mext.go,jp/a menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm





社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sanka/bunka_00003.html

2019年6月に

「読書バリアフリー法」*^{*}が 成立しました!

※1 正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」です

「読書バリアフリー法」とは?

障害の有無に関わらず、すべての人が読書による

文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。

さまざまな障害のある方が、利用しやすい形式で

本の内容にアクセスできるようにすることを目指しています。

どんなことが変わる?

図書館の本も、書店で販売される本も、一層利用しやすい形式に なっていきます。ぜひ、図書館の本やサービスを利用してみてください。

紙の本

点字の本のほか、文字の大きさやフォントを変えて読みやすくした本が 入手しやすくなります。

デジタルの本

パソコン・タブレット・スマートフォンを使って、さまざまな便利な 機能により、自分に合った方法で読める本が増えます。

- ●文字の大きさや色を変える
- ●漢字にふりがなを付ける
- ●内容を音声で読み上げる
- ■スイッチを使ってページをめくる



図書館で利用できるさまざまな本

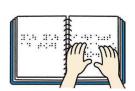


目の見えにくい方にも読みやすいように、 大きな文字で書かれています。



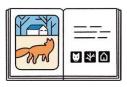
🥶 点字図書

点字に翻訳(点訳)された本です。点を使って 図や絵を表したものを「点図」といいます。 点字と点図を透明なシートに打って、 絵本に貼った「点訳絵本」もあります。



👸 LLブック

やさしい言葉で分かりやすく書かれた本です。 ピクトグラム (絵文字) や写真・図を使って 理解を助けています。



🥎 布の絵本・さわる絵本

布・革・毛糸などを用いて作られた絵本で、 触って絵の形が分かるようになっています。 ボタンをとめたり、ひもを通す仕掛けがあり、 楽しみながら読むことができます。





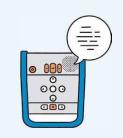
※2 「Digital Accessible Information System」(アクセシブルな情報システム)の略称ですデジタル録音図書の国際標準規格です。

目次から、読みたい見出しやページに移動することができます。

音声DAISY

図書や雑誌の内容を録音して音声にしたものです。 図や写真の説明も入っています。

目次やページ情報が収録されているので、 本をめくるように読むことができます。

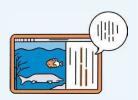


マルチメディアDAISY

音声の速さも変えることができます。

文字や画像をハイライトしながら、 その部分の音声と一緒に読むことができます。 パソコンやタブレットなどを使って再生します。

文字の大きさや背景の色も変えることができます。



◎ ② 電子書籍

目の見えにくい方などに配慮した電子書籍は、パソコン・スマートフォン・ 専用機器を使って、目次から読みたいページに移動したり、文字の大きさ・ 色・フォント・背景の色を変えることができます。

内容を音声で聴くことができる電子書籍も増えています。

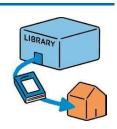
図書館で利用できるサービス

公立図書館

貸出・郵送サービス

さまざまな種類の本の貸出を行っています。

点字・録音図書や雑誌は、一部の障害者に無料で郵送できます。本を自宅に郵送してくれる図書館もあります。



対面朗読サービス

図書館の本や持参した本を、朗読者が直接読み上げます。 短いものは電話で対応してくれる図書館もあります。



機器の利用

読書を支援する機器を利用できる図書館もあります。 機器の使い方も教えてくれます。

- ●文字を拡大して表示する「拡大読書器」
- ●音声DAISYなどを再生するための「DAISY再生機」



点字図書館

図書や雑誌の録音・点訳・貸出を中心に、目の見えにくい方に向けた 相談も受け付けています。福祉サービスや施設の紹介、視覚障害者用 機器の使用方法の説明などです。蔵書にない印刷物の録音・点訳、 対面朗読サービス、点訳・音訳をする人の養成も行っています。

インターネットによるサービス



目の見えない方・見えにくい方、 活字の図書を読むのが難しい方が、 無料で利用できるサービスです。

サピエ図書館





インターネット上の電子図書館です。30万タイトル以上の 録音・点字・電子図書を、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、 読んだり聴いたりできます。録音・点字図書の貸出を依頼することも できます。国立国会図書館(視覚障害者等用データ送信サービス)の データも、一部を除いてサピエ図書館で利用できます。

利用方法

- ●利用には申し込み手続きが必要です
- ●サピエ図書館に登録している図書館で利用することもできます
- お近くの点字図書館・公共図書館か、サピエ事務局へお問い合わせください

国立国会図書館 視覚障害者等用データ送信サービス

ndl.go.jp/jp/ support/send.htm ☎0774-98-1458



国立国会図書館や全国の公共図書館や大学図書館などが製作した約3万点のDAISY・テキストデータ・点字データなどを、インターネット経由で利用できます。

大分県立図書館の読書環境整備に係る取組について

T 萨聿。咨判制作 (今和2年度士)

<u>I 蔵書・資料製作(令和2年度末)</u>		
資料種別	全所蔵数	備考
1 点字資料・点訳絵本 (冊子)	21	
2 点字データ	0	
3 点字つき絵本 (絵本に点字のついたもの。図書館が点字シールを貼っ たものや、さわる絵本のうち、点字つきのものもこちら に含める。)	57	
4 カセットテープ (障害者向け)	69	
5 音声デイジー	0	
6 その他の障害者向け録音資料	538	CDブック
7 マルチメディアデイジー	140	
8 テキストデイジー	0	
9 テキストデータ	0	
10 大活字本(市販)	1616	
11 拡大写本(製作したもの)	0	
12 LLブック	23	
13 布の絵本	27	
14 さわる絵本 (点字つきを除く。点字つきさわる絵本は「点字つき絵本」に含める。)	93	
15 その他のバリアフリー絵本 (音がでる絵本、手話絵本など)	9	
16 聴覚障害者用字幕・手話入り映像資料	1	
17 バリアフリーDVD	0	
18 電子書籍 (EPUB等のアクセシブルなコンテンツに限る)	196	音声読み上げ可能132点
19 自館製作資料	0	

【課題】 (第9条関係) ○利用できるアクセシブルな電子書籍の充実

Ⅱ サービス

サービス	実施の有無	備考
1 郵送貸出サービスの発受施設の指定	0	特定録音物等郵便物 心身障害者用ゆうメール
2 サピエ図書館の会員登録	0	令和3年8月登録
3 国立国会図書館視覚障害者等用データ 送信サービスの会員登録	0	令和3年8月登録
4 障害者サービスの利用登録	0	視覚障害者等、視覚による表現の認識が困難な者(著作権法第37条第3項や読書バリアフリー法でいう視覚障害者等) 重度の障害により図書館へ来館することが困難な方
5 対面朗読サービス	×	
6 点字・録音資料の郵送貸出	0	令和3年10月開始
7 一般資料の郵送貸出	0	障害者向け宅配サービス
8 職員等による宅配サービス	×	
9 施設(障害者・高齢者施設等)入所者へのサービス	0	団体貸出
10 入院患者へのサービス	0	県立病院院内学級への協力貸出、団体貸 出
11 受刑者等の矯正施設へのサービス	0	大分少年鑑別所への協力貸出、団体貸出
12 特別支援学校・学級等へのサービス、連携	0	団体貸出、協力貸出 県立聾学校への出張おはなし会
13 国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスへのデータ提供	×	
14 来館困難者に対する宅配サービス	0	児童書・育児書宅配サービス 高齢者向け宅配サービス
15 手話によるお話会	×	
16 バリアフリー映画会	×	令和3年度1回
17 高齢者向けイベント	×	
18 外国人向けイベント	×	
19 イベントにおける要訳筆記、手話通訳	0	「やさしい日本語」の研修会

【課題】

(第9条関係)

- ○障がい者等が図書館で利用できるサービス等の周知
- 〇特別支援学校等との連携による、障がい等の特性に応じた児童生徒の支援 (第10条関係)
- 〇サピエ図書館及び国立国会図書館のサービスについての周知 (第14条·15条関係)
- 〇サピエ図書館及び国立国会図書館のサービス利用に必要な機器の入手及び習得の支援 〇サピエ図書館及び国立国会図書館のサービス利用に必要な機器の貸出

Ⅱ サービス

ш	リーレヘ		
	サービス	実施の有無	備考
20	りんごの棚の設置	0	子ども室のバリアフリー図書コーナー
21	大活字本コーナーの設置	0	
22	高齢者のための資料コーナーの設置	×	
23	外国語の資料コーナーの設置	0	
24	デイジーコーナーの設置	0	マルチメディアデイジーコーナー
25	民間電子書籍サービス	0	障害者のアクセシビリティ考慮
26	デイジ―再生機・タブレット等の貸出	×	館内利用
27	デイジー再生機等の操作支援	0	
28 情幸	障害者用ICT機器に関する利用支援・ W提供	×	
29 座ヤ	図書館協力者・ボランティアの養成講	×	

Ⅲ 施設・設備

	施設・設備	設置の有無	備考
1	バリアフリートイレ	0	多目的トイレ
2	オムツ交換台	0	多目的トイレ 授乳室
3	段差があるところのスロープ	×	
4	障害者用駐車場	0	
5 示、	障害者に配慮した(車椅子用ボタン、鏡、点字表 音声など)エレベーター	0	
6	貸出用の車椅子	0	
7	館内の点字ブロック	0	エントランス、階段付近
8	対面朗読室・録音室	0	対面朗読室
9	障害者用閲覧室	×	
10 の警	緊急時用点滅ランプ・モニター(聴覚障害者のため	×	
11	誘導チャイム(視覚障害者に入口を案内するもの)	×	
12	ヒアリングループ(磁器誘導ループ)	×	
13 閲覧	車椅子利用者に配慮した閲覧席(高さ調節のできる 『机を含む)	×	
14	車椅子利用者に配慮したカウンター	×	
15	触知案内板・点字案内板	×	
16	音声案内	×	
17 ン	ピクトグラムやイラスト等を用いた案内表示・サイ	0	
	手すり等の点字表示	×	
19	拡大鏡、老眼鏡	0	
20	リーディングトラッカー、リーディングルーペ	0	リーディングルーペなし

【課題】

- 【味趣】 (第9条関係) ○公共交通機関によるアクセス・利便性の向上 ○障がい者等が利用しやすい施設の整備 ○ピクトグラムや分かりやすい表現を多用した利用案内 ○音声読み上げに対応したホームページ ○拡大読書器等の読書支援機器の整備

Ⅲ 体钞. 业借

Ш	施設・設備		
	施設・設備	設置の有無	備考
21	筆談ボード	0	
22	コミュニケーションボード	0	中央カウンター等
23	レーズライター(表面作図器)	×	
24	立体コピー機	×	
25	拡大読書器	0	令和3年度1台更新 1台老朽化
26	書見台	0	
27	自動ページめくり機	×	
28	音声デイジー再生機	0	令和3年度2台購入
	マルチメディアデイジーを再生するためのタブレッ パソコン	0	タブレットなし
30	音声読書機	0	老朽化、未使用
31	読み上げソフトがインストールされたパソコン	×	
32	点字ピンディスプレイ	×	
33	点訳ソフト	×	
34	点字プリンター	×	
35	音声デイジー編集ソフト	×	
36	マルチメディアデイジー編集ソフト	×	
37	デジタル録音機	0	老朽化、未使用
38 イフ	録音資料製作用パソコン、オーディオインターフェ 、	×	
39	CDコピー機	0	老朽化、未使用
40	点字ラベラー	0	令和3年度購入

Ⅳ その他

	C 47 C		
	項目	実施の有無	備考
1	障害者サービスに関する広報		ホームページ、リーフレット、チラシ 大分県「障がい者福祉のしおり」
2	障害者サービスに関する職員研修受講		国立国会図書館、日本図書館協会、関係 団体主催の研修会を受講
3 館耶	障害者サービスに関する市町村立図書 戦員向け研修会の実施	0	平成29年度が最後
4	点字図書館との連携	0	大分県点字図書館の視察 大分県点字図書館広報誌に寄稿

- 【課題】 (第17条関係) 〇県立図書館・市町村図書館職員による、障がい者サービスへの理解や支援方法の習得 〇県立図書館・市町村図書館職員による、読書支援機器の使用方法の習熟 〇点字図書館と連携した人材の養成や活動支援

いろいろな「本」

マルチメディアデイジー

目や耳で楽しめるデジタル図書です。 パソコンで音声を聞きながら、 文字や画像を見ることが出来ます。 文字の大きさや色などを変えることも できます。

※どなたでも利用できるものと、 活字による読書が困難な方が 利用できるものがあります。



「日本の昔話 うらしまたろう」 浜なつ子/文, よこやまようへい/絵

(「わいわい文庫 Ver。BLUE」 (伊藤忠記念財団 2013)より)

CD ブック、カセットブック

耳で楽しめる録音図書です。 どなたでも利用できます。 CD プレイヤー、カセットプレイヤーで 聴くことができます。



大活字本

読みやすいよう大きい活字で印刷された図書です。

児童向けのものもあります。

音声デイジー

*1 サピエ

耳で楽しめる録音図書です。 専用の再生機やパソコン、タブレットなどで 聞くことができます。

大分県立図書館はサピエ*1 や国立国会図書館 視覚障害者等用データ送信サービス*2 に参加していて、 全国の図書館や点字図書館、団体などが作成した 資料のデータをダウンロードしたものを貸出します。 ※活字による読書が困難な方が利用できます。

LLブック

内容が理解しやすいよう、やさしく短い文で 書かれている本です。

写真やイラスト、ピクトグラムなどを使って わかりやすく表現されています。





むむ

るかか

にもつ

布絵本

触って楽しめる絵本です。 団体や学校への貸出を行っています



はこぶ

(ふきのとう文庫製作 「だれのうち?」より)

視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、様々な情 報を点字、音声データなどで提供するネットワークです。全国視覚障害者 情報提供施設協会が運営を行なっています。 当館を通して個人会員となることで、ご自宅から直接デイジー等のダウン ロードができます。

*2 国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス 国立国会図書館が製作した視覚障害者等用資料のデイジーデータ等と、図 書館等が製作し国立国会図書館が収集した視覚障害者等用データ(デイジ ーデータ、点字データ等)を、インターネット経由で送信するサービスで す。



子ども室には、 子ども向けの大活字本や しかけ絵本などを集めた 「バリアフリー図書」の コーナーがあります。



大分県立図書館の バリアフリーサービス



お問い合わせ・連絡先 大分県立図書館 サービス課 調査相談担当 〒870-0008 大分市王子西町 14番1号 TEL 097-546-9972 (代表) FAX 097-546-9985

サービス

障がい者向け宅配貸出サービス

重い障がい等のため県立図書館へ来るのが難しい方に 宅配便を利用して図書館の本を貸出しします。

(利用できる方)

県内在住で、以下の要件を満たす方

①身体障害者手帳をお持ちの方で次に該当される方

視覚 1・2級

両下肢、体幹、移動機能 1・2級

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸 1・3級

免疫 肝臓 1~3級

②精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で次に該当される方

精神 1・2級

③介護保険法による介護保険被保険者証をお持ちの方のうち要介護状態が「5」の方

④療育手帳をお持ちの方で程度が「A」の方

(貸出冊数・貸出期間)

1人 5冊まで

貸出期間30日(宅配にかかる期間を含む)

(料金)

無料

(利用方法)

①まずは利用登録が必要です。

県立図書館ホームページにある宅配貸出サービス利用申請書に 障がいの状況がわかる手帳や文書等の写しを添えて、郵送また はご来館によりお申し込みください。

②貸出のお申込みは、県立図書館ホームページにある宅配サービス資料借受申込書を郵送、FAX でお送りいただくほか、電話や県立図書館のホームページにある専用の申込フォームからも可能です。

視覚障がい者等用資料提供サービス

視覚障がいやディスレクシアなどの理由で活字による読書が難しい方に、サピエ*1 や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス*2 を利用してデータをダウンロードしたものを貸出します。

(利用できる方)

以下のような理由により活字による読書が困難な方

- ・視覚に障害がある方や高齢・病気等で文字が読みにくい方
- ・病気や手の麻痺等で、本を長時間持ったり、ページをめくったりするのがつらい方 など

(貸出点数・貸出期間)

1人 CD5 枚まで(1タイトル約 CD1 枚) 貸出期間 30日(宅配にかかる期間を含む) ※他館から取り寄せた資料をお貸しする場合は、

貸出期間が変わることがあります。

(貸出方法)

来館または郵送 ※郵送は県内在住の方のみ

(利用方法)

①まずは利用登録が必要です。

県立図書館ホームページにある視覚障がい者等用資料利用登録 申込書(一般用)に障がいの状況がわかる手帳や文書等の写しを 添えて、郵送またはご来館によりお申し込みください。

②貸出のお申込みは、県立図書館ホームページにある録音図書等 借受申込書を郵送、FAX でお送りいただくほか、電話、来館等 でも受け付けています。

*3 デイジー図書

ディシー (DAISY=Digital Accessible Information System の略)とは、 視覚障がい等により活字による読書が困難な方のために作成されたデジタル録音図書の国際標準規格です。音声ディジー、マルチメディアディジー、 テキストディジーなどの種類があります。

専用の再生機や再生ソフトを使って聞くことができます。当館ではマルチメディアデイジー閲覧用パソコンと、専用の再生機器をご用意しています。 館内での利用にぜひお使いください。

設備・機器

各カウンターにあります

- ・老眼鏡、ルーペー
- ・筆談用ホワイトボード



調査相談・郷土情報室の

<u>カウンターにあります</u>

プレクストークディジーを再生できる専用の機器です。





2階閲覧室にあります

・拡大読書器

文字を大きく映して見ることができます。



・車いすの方優先記載台



・マルチメディアデイジー閲覧用パソコン



大分県立図書館視覚障がい者等用資料提供サービス



どくしよ



たの ませんか?

本を音声で聴ける 「音声デイジー」などの資料を、 「サピエ」や「国立国会図書館」を利用して 貸出します。

「サピエ」とは・・・

視覚などの障害により活字図書の利用が 困難な方を対象に、インターネットで録音 図書等のデータをはじめ、暮らしに役立つ 身近な情報などを提供しているネットワー クです。

※「国立国会図書館視覚障害者等用 データ送信サービス」も使えます。 「デイジー」とは・・・

視覚障がい等により活字による読書が 困難な方のために作成されたデジタル 録音図書の国際標準規格です。

〈こんな方へ〉

- 視覚障がいや識字障がいにより紙の本を読むのがむずかしい
- ■病気やまひなどで、本を持ったりページをめくったりできない

など

大分県立図書館 サービス課 調査相談担当 〒870-0008 大分市王子西町14番1号

097-546-9972(代表)

097 - 546 - 9985FAX







利用についてのQ&A

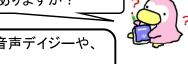


利用できるのはどんな人ですか?



大分県内在住で、視覚障がい等により活字に。 る読書が困難な方です。ご登録の際に障がい等 の状況を確認させていただきます。

どんな資料がありますか?





本を朗読したものを録音した音声デイジーや 点字などがあります。

例)上橋菜穂子著「鹿の王 上・下」、渋沢栄一著「論語と算盤」、 岸見一郎, 古賀史健著「嫌われる勇気」など



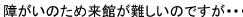
デイジーはどうやって聴けますか?



専用の再生機器や、パソコンなどで再生すること ができます。

大分県立図書館にも専用の再生機器とパソコン をご準備しており、館内でご利用いただくことが できます。







貸出は来館のほかに、郵送でも行っています。 送料は図書館が負担するため無料です。







障がい者等の読書環境の整備について(答申)の項目立て(イメージ)

区 分	内 容	備考
現状と課題等	1 趣旨	
Si Nephra 1	2 障がい者等の読書環境の整備に係る現状と課題	
	1 アクセシブルな書籍等の充実	
	2 インターネット等を活用した図書館サービスの充実	
取組の方向性	3 だれもが利用しやすい施設・設備の充実	
	4 障がい者サービスに係る人材育成・体制整備、情報発信	

大分県立図書館協議会スケジュール(案)

				۰۰	4.5									• • •	0.5	
		R4年1月	2月	3月	4月	5月	6月		_	1	0月	11月	12月	R5年1月	2月	3月
	議事		第3回図書館協議会 第3回図書館協議会					3事業実績・	第1回図書館協議会						基本方針・重点目標)	** 書
県立図書館協議会	諮問·答申		スケジュール・項目立ての提示) 3年 第3回図書館協議会 上旬				項目立て資料送付 6月上旬	料検討(答申考え方協議) 7月下				答 申 案 送 付	意 野	記に対する	(答申最終案協議)	
					委員意見	整理	<u> </u>		── 委員意見 ── 委員意見	との調整 [・]	作業	答申!	案に対する委 との調整作	員意見 業		委員
	事務司(図書館)	スケジュール策定 2月上	間、答 申 頁 目 と で、			項目立て資料作成 下旬					1	答 申 案 作 成 1月上旬		答 申 最 終 案 作 成 1月下旬		完成.公表] 3月下旬